

規制見直し基準WG：金融庁ヒアリング質問項目

1. 事務ガイドライン（証券投資顧問業者の監督関係）

貴庁が所管する上記事務ガイドラインは、証券投資顧問業者の監督等に関する事務の取扱いについて、金融庁内における周知徹底を図るための指針として作成されたものであり、証券投資顧問業者の活動を直接的に拘束するものではないと理解している。一方で、平成16年秋の規制改革・民間開放集中受付月間（もみじ月間）において、事務ガイドラインにおける同一運用に関する規定（2-3-2、3-1）を規制として認識し、規制改革要望を提出してきたという事実がある。このような状況を前提に、以下の点について貴庁の見解を伺いたい。

- （1）貴庁の認識（事業者を拘束しない）と証券投資顧問業者の認識（実質的な規制である）との差が生じた原因をどう考えるか。

回 答

- 一般的に事務ガイドラインは、証券会社等の監督に関する事務について、財務局及び金融庁担当課室向けに、具体的な監督手法、法令の解釈、監督上の着眼点等を明確に示すことによって行政の統一的な運営を図ることを目的としている。従って、事務ガイドラインの記述は、法的な意味での「規制」ではないが、法的な規制に係る行政上の運用指針のようなものであるため、その運用の変更を求めるものについても、広義の「規制改革要望」の中で取扱われているものと理解している。また、行政当局が当該事務ガイドラインに従って監督事務を行うことに対する規制対象金融機関の予測可能性を確保し、透明な行政を行う観点から、その公表を行っているところである。
- 同一運用を行う場合の規定を定めた当該事務ガイドラインは、投資一任契約に係る業務の認可申請に際しての記載事項を規定した有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（以下「法」という）第26条第2項を受けた、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則（以下「規則」という）第27条第2項に定める「投資一任契約にかかる業務の執行の方法」について、監督当局として認可を行うことが適当か否かを適切に判断するために必要な事項を具体化・明確化したものである。

認可にあたっては、統一的な取り扱いとして事務ガイドラインに基づき手続が行われることから、財務局等での認可手続において、同一運用を行う場合に当該事項の記載を求められる投資顧問業者の側からみれば、これが実質的な規

制であると認識しているのではないかと考えられる。

(2) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（以下「法」という）第 24 条の投資一任契約に係る業務の認可を申請するに際し、投資顧問業者が事務ガイドライン 3 - 1 に定める規定に則らずに、法第 26 条第 2 項に定める「業務の内容及び方法に関する内閣府令で定める事項を記載した書類」について、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則第 27 条第 2 項に定めるとおりの事項について記載した書類を添付した場合、

- ・ 貴庁としては、法令に反するものでないとして認可をするのか、事務ガイドライン 3 - 1 に定める規定を満足していないことをもって認可を行わないのか。
- ・ の場合、認可を行った担当者は、事務ガイドライン違反として貴庁内部で何らかの不利益を被るのか。
- ・ の場合、事務ガイドライン 3 - 1 に定める規定が認可申請者に対する規制として作用しているものとするが、かかる規制を正当化する論拠は何か。また、かかる規制について貴庁として必要な規制であるとするのであれば、かかる規制を法令の形式で定めないことの理由はなにか。

回 答

- 投資顧問業者が事務ガイドライン 3 - 1 に定める規定に則らずに申請した場合であっても、提出された書面により規則に定める事項が明確となり、認可要件に該当することが認められれば、認可を行う。
- もっとも、上記 (1) のとおり、事務ガイドライン 3 - 1 に定める事項は、規則第 27 条第 2 項に定める「投資一任契約にかかる業務の執行の方法」について、監督当局として認可を行うことが適当か否かを適切に判断するために必要な事項について具体化・明確化したものであり、一般的にはその記載がない認可申請書では、認可を行うことが適当か否かを適切に判断できないため、結果的に規則第 27 条第 2 項の記載事項を満たさない申請書であると考えられる。
- 法令の形式で定めていない理由は、「同一運用」は法令に定める投資一任業務における「投資の方法及び取引の種類」の具体的資産運用の一類型であり、こうした資産運用の類型について、認可を行う上で投資者保護の観点からどのような事項が判断材料として必要となるかについては、今後も顧客資産の様々な運用ニーズにより追加あるいは削除されるものであり、適切な監督業務を遂行する上での運用に属するものと考えられるためである。

(3) 事務ガイドライン 3 - 1 に関し、今まで投資顧問業者等の関係者から、当該規

定の更なる明確化（項目の追加等）についての要望を受けたことがあるか。ある場合、要望の趣旨は何だったか。

回 答

- 規制改革要望が提出された事項に関して、更なる明確化についての要望を受けたことはない。

（４）法第 15 条の投資顧問契約締結時の書面の交付に際し、投資顧問業者が事務ガイドライン 2 - 3 - 2 に定める規定に則らずに、法令の定める範囲で記載した書面を顧客に交付した場合、

- ・貴庁としては、事務ガイドライン 2 - 3 - 2 に抵触するとして、改善指導を行うのか。それとも、何らかの行政処分をするのか。
- ・上記 の場合、いかなる法令の規定に基づき行政処分をするのか。

回 答

- 当該事務ガイドラインの規定は、法令の解釈として監督上必要と考える事項であり、当該規定に則っていない場合には、一般的には当該書面は法第 15 条第 1 項第 7 号を受けた規則第 18 条第 3 項第 4 号で求める開示事項を満たさないものとして行政処分の対象となり得るものとする。

なお、行政処分を行うかどうかは、一般的には行為の内容、規模、発生した損害の程度等様々な要素を総合的に勘案し、過去の事例も参考にしつつ判断することとなる。

- 法第 15 条違反として、法第 37 条（業務改善命令）及び法第 38 条（業務停止等）を根拠に行政処分を行うこととなる。

2. 事務ガイドライン（証券会社等の監督関係）

貴庁が所管する上記事務ガイドラインは、証券会社等の監督等に関する事務の取扱いについて、金融庁内における周知徹底を図るための指針として作成されたものであり、証券会社等の活動を直接的に拘束するものではないと理解している。一方で、平成16年秋の規制改革・民間開放集中受付月間（もみじ月間）において、事務ガイドラインにおける金融機関の登録申請書の取扱い等に関する規定（5 - 2）を規制として認識し、規制改革要望を提出してきたという事実がある。

このような状況を前提に、以下の点について貴庁の見解を伺いたい。

- （1）貴庁の認識（事業者を拘束しない）と金融機関の認識（実質的な規制である）との差が生じた原因をどう考えるか。

回 答

- 当該事務ガイドラインは、証券業務の登録申請を行う金融機関について、証券取引法（以下、「法」という）第65条の2第2項で準用する法第28条の4第1項第12号に定める「証券業を適格に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社」に該当しないことを判断する際の取扱いについて、登録事務を行う各財務局において統一的な取扱いとなるよう作成したものである。

登録事務にあたっては、統一的な取り扱いとして、事務ガイドラインに基づき手続きが行われることから、財務局等での登録手続において、この規定どおりの体制整備を求められる金融機関の側からみれば、これが実質的な規制であると認識しているのではないかと考えられる。

- （2）証券取引法（以下「法」という）第65条の2第2項において準用する法第28条の2の銀行等の金融機関による証券業の登録に関し、登録拒否要件として、法第28条の4第1項第12号に定める「証券業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社」があるが、この要件についての具体的な基準は、法令に定めがなく、事務ガイドライン5 - 2に、登録申請に係る留意事項という形で規定されていると理解している。事務ガイドライン5 - 2は、実質的に法第28条の4第1項第12号の内容となっており、金融機関の活動を拘束しているが、かかる規制を正当化する論拠は何か。また、かかる規制について貴庁として必要な規制であると考えるのであれば、かかる規制を法令の形式で定めないことの理由はなにか。

回 答

- 法第 28 条の 4 第 1 項第 12 号は登録拒否要件として「証券業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社」であることを定めているが、この要件の具体的な内容は規定されていない。

当該事務ガイドラインの規定は、金融機関による証券業務の登録に関し、いかなる場合に「証券業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社」に該当するかを判断するために必要な事項について、監督上統一的な運用を図るために具体化・明確化したものである。

- 法令の形式で定めていない理由は、いかなる場合に「証券業を適確に遂行するに足る人的構成を有していない株式会社」に該当するかを判断することは、金融機関をとりまく環境が急激に変化している昨今の情勢を踏まえ、適宜その内容の変更を行う必要があり、適切な監督業務を遂行する上での運用に属するものと考えられるためである。

- (3) 事務ガイドライン 5 - 2 に関し、今まで金融機関等の関係者から、当該規定の更なる明確化（項目の追加等）についての要望を受けたことがあるか。ある場合、要望の趣旨は何だったか。

回 答

- 規制改革要望が提出された事項に関して、更なる明確化についての要望を受けたことはない。

- (4) 事務ガイドライン 5 - 2 に基づき登録が拒否された金融機関が、登録拒否を不服とする場合、訴訟により司法の判断を仰ぐことになるという理解でよいか。

回 答

- 登録を拒否された金融機関が登録拒否を不服とするのであれば、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができるほか、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

以 上

比 較 表

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律及び同法施行規則	事務ガイドライン(証券投資顧問業者の監督関係)
(認可の申請) 法第26条 第24条第1項の認可を受けようとする投資顧問業者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 (中略) 2 前項の認可申請書には、定款、認可申請者の登記事項証明書、<u>業務の内容及び方法に関する内閣府令で定める事項</u>を記載した書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。 (認可の申請) 施行規則第27条 2 法第26条第2項に規定する業務の内容及び方法に関する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 投資一任契約に係る業務の運営に関する準則 二 投資一任契約に係る<u>業務の執行の方法</u>	3 投資一任契約に係る業務 3 - 1 業務の内容及び方法を記載した書類 法第26条第2項に規定する「業務の内容及び方法を記載した書類(以下「業務方法書」という。)」には、以下の点が記載されていること。 認可投資顧問業者の業務の基本方針及び業務運営の原則に関する事項 認可投資顧問業者の業務の範囲及び契約資産運用の基本方針に関する事項 顧客の勧誘及び管理体制に関する事項 同一運用又は合同運用する場合には、投資の方法に関する事項(次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項。) <u>同一運用する場合</u> イ <u>同一運用する資産を管理する機関に関する事項</u> ロ <u>同一運用により取得した資産の配分基準に関する事項</u> 合同運用する場合 イ 合同運用する顧客の属性及び顧客資産の種類並びにその合同運用する基準に関する事項 ロ 合同運用する資産を管理する機関に関する事項 ハ 合同運用により取得した資産の配分基準に関する事項 ニ 合同運用する資産の評価の方法及び合同運用する資産に係る各顧客の持分の計算方法(合同運用から中途脱退する場合を含む。)に関する事項

比較表

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律及び同法施行規則	事務ガイドライン(証券投資顧問業者の監督関係)
三 投資一任契約に係る業務に関する組織 四 利害関係人(認可申請者である投資顧問業者の法第22条第2項第一号に規定する利害関係人をいう。)である次に掲げる者に関する事項 イ 投資顧問業者 ロ 投資信託委託業者(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第18項に規定する投資信託委託業者をいう。) ハ 証券会社等 ニ 登録金融機関 ホ 信託業務を営む金融機関 五 証券投資顧問業協会(法第42条第1項に規定する証券投資顧問業協会をいう。)に加入する場合は、当該加入に関する事項	投資一任契約に係る業務の対象となる有価証券等及び証券取引行為に関する事項 認可投資顧問業者の組織及び財務の健全性に関する事項 利害関係人に関する事項 証券投資顧問業協会(法第42条第1項に規定する証券投資顧問業協会をいう。)に加入する場合、協会自主規制等の遵守に関する事項

比 較 表

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律及び同法施行規則	事務ガイドライン(証券投資顧問業者の監督関係)
(契約締結時の書面の交付) 法第15条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面を顧客に交付しなければならない。 - 一 投資顧問業者の商号、名称又は氏名及び住所 - 二 契約年月日 - 三 助言の内容及び方法 - 四 報酬の額及び支払の時期 - 五 契約の解除に関する事項(第17条第1項から第4項までの規定に関する事項を含む。) - 六 賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容 - 七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 (契約締結時の書面の交付) 施行規則第18条 法第15条第1項第7号(法第9条第4項において適用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 - 一 投資顧問業者の登録番号 - 二 顧客の商号、名称又は氏名及び住所 - 三 契約期間 - 四 分析者等の氏名 - 五 当該顧客に対する投資顧問契約に基づく助言の業務を行う者の氏名 - 六 投資顧問契約により生じた債権に関し、当該投資顧問業に係る営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する旨 - 七 第17条第4項第2号から第5号までに掲げる事項 (中略) 3 法第33条において準用する法第15条第1項第7号に規定する内閣府令で定める事項は、第1項第1号から第3号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。	2 業務 2 - 3 投資顧問契約締結前、締結時及び締結後の書面の交付 2 - 3 - 2 投資顧問契約締結時の書面の交付 法第15条第1項第3号の「助言の方法」は、例えば、面談、電話、文書或いはファクシミリにより行う場合はその旨を記載する。

比 較 表

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律及び同法施行規則	事務ガイドライン(証券投資顧問業者の監督関係)
一 投資一任契約に係る業務の認可番号 二 投資一任契約に係る顧客の資産の内容及び金額 三 投資一任契約に係る投資判断者等の氏名 四 投資一任契約に基づき顧客のために行う当該顧客の資産に係る<u>投資の方法及び取引の種類</u> (以下、省略)	規則第18条第3項第2号の「投資一任契約に係る顧客の資産の内容及び金額」について、合同運用する場合は、合同運用開始時の合同運用する資産の総額及び合同運用する資産に係る当該顧客の資産の割合を含む。 規則第18条第3項第4号の「投資の方法及び取引の種類」には、<u>具体的運用の方法の種類(個別運用、同一運用、合同運用、その他具体的運用方法の種類)</u>を含み、また、同一運用又は合同運用する場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を含む。 <u>同一運用する場合</u> イ <u>同一運用する資産を管理する機関に関する事項</u> ロ <u>同一運用により取得した資産の配分基準に関する事項</u> 合同運用する場合 イ 合同運用する資産の規模に関する事項 ロ 合同する顧客の属性及び顧客資産の種類並びにその合同運用する基準に関する事項 ハ 合同運用する資産を管理する機関に関する事項 ニ 合同運用により取得した資産の配分基準に関する事項 ホ 合同運用する資産の評価の方法及び合同運用する資産に係る各顧客の持分の計算方法(合同運用から中途脱退する場合を含む。)に関する事項 規則第18条第3項第4号の「投資の方法及び取引の種類」には、再委託先の「投資の方法及び取引の種類」を含む。

比 較 表

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律及び同法施行規則	事務ガイドライン(証券投資顧問業者の監督関係)
(業務改善命令) 法第37条 内閣総理大臣は、投資顧問業者(中略)の業務の運営に関し、投資者の利益を害する事実があると認めるときは、投資者保護のため必要な限度において、当該投資顧問業者に対し、業務の方法の変更、財産の供託その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (登録の取消し等) 法第38条 内閣総理大臣は、投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて投資顧問業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (中略) 三 その行う投資顧問業に関して、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。	

比 較 表

証券取引法	事務ガイドライン(証券会社等の監督関係)
第65条の2 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関は、前条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為(同条第一項ただし書に該当するものを除く。)のいずれかを営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。 2 第二十八条の二から第二十八条の四まで(同条第一項第一号から第五号まで及び第八号から第十一号までを除く。)並びに第六十二条第一項及び第三項の規定は、前項の登録について準用する。 (第3項以下 略) 第28条の4 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 (第1号～第11号 略) <u>十二 証券業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社</u> (第2項以下 略)	5 - 2 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関(以下「金融機関」という。)からの登録申請に係る留意事項 金融機関からの登録申請書の取扱い等にあたっては、2.(2 - 1 - 2、2 - 1 - 4を除く。)に掲げる事項に準ずる点に留意するほか、次の点に留意するものとする。 (1) <u>国債証券等のディーリング業務全般(受注、売買及び受渡し)を営む金融機関の営業所等にあつては、当該業務に係る組織、業務分掌及び職務権限は、投資目的(特定取引勘定を設けている金融機関については特定取引勘定以外の勘定で行う場合。以下同じ。)</u>の売買業務等及び融資業務から明確に分離、独立し、かつ、担当職員は投資目的の売買業務等及び融資業務と兼任していないこと。 (2) 先物取次業務を行う金融機関にあつては、 顧客に係る国債証券等の有価証券先物取引等の情報が、自己売買部門に伝達されて不当に使用されることを防止すること。従って、先物取次業務等全般を営む営業所等にあつては、当該業務に係る組織、業務分掌及び職務権限は、原則としてその他の業務(法第65条の2第1項の登録に係る業務のうち、法第2条第8項第2号及び第3号業務以外の業務を含む。)から分離、独立していること。 先物取次業務等を行う営業所等にあつては、顧客に対して融資・保証等の特別の便宜の提供を約して勧誘することを防止する必要がある、その趣旨に従った業務を行うべく組織上配慮していること。 (3) 短期有価証券の売買等の業務全般を営む金融機関の営業所等にあつては、当該業務全般を担当する部門に係る組織、業務分掌及び職務権限は、融資業務及び短期有価証券に係る投資目的の売買業務等から明確に分離、独立し、かつ、担当職員は融資業務及び短期有価証券に係る投資目的の売買業務等と兼任していないこと。

比 較 表

証券取引法	事務ガイドライン(証券会社等の監督関係)
	(4) 資産金融型有価証券の売買等の業務全般を営む営業所等にあつては、当該業務全般を担当する部門に係る組織、業務分掌及び職務権限は、融資業務及び資産金融型有価証券に係る投資目的の売買業務等から明確に分離、独立し、かつ、担当職員は融資業務及び資産金融型有価証券に係る投資目的の売買業務等と兼任していないこと。 (5) 証券仲介業務を行う金融機関にあつては、証券仲介業務に従事する者と融資業務(有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を取り扱うものに限る。この号及び5 - 3 - 1(5)において同じ。)に従事する者との間での、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報の授受を遮断すること。このため、例えば、証券仲介業務と融資業務の分離や担当職員の明確化又はこれに準じた措置を内容とする社内規則を整備すること等により、非公開融資等情報の授受の遮断について実効性が図られるよう努めること。 (6) 有価証券の私募の取扱い業務を行う金融機関にあつては、私募の取扱い業務の所管部局及びその遂行については、融資・有価証券に係る投資業務・社債管理業務との間でのいわゆる機微情報の流出入の遮断、そのための組織面での手当等に十全を期していること。 (7) 金融機関登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。 ・ ○○財務局長(金)第○○号 (8) 信用金庫等の出資の総額の変更届出書については、2 - 2 - 4(2)に準ずるものとする。 (9) 証券業協会に加入しない金融機関にあつては、行おうとする登録証券業務の種類に応じ、証券業協会の定款及び規則を考慮し、適切な業務運営が行われるよう社内規則を整備すること。

比 較 表

証券取引法	事務ガイドライン(証券会社等の監督関係)
	監督指針(案)においては以下のとおり <u>国債証券等のディーリング業務、短期有価証券の売買等又は資産金融型有価証券の売買等のうち、いずれか又は複数の業務全般(受注、売買及び受渡し)を営む金融機関の営業所等にあつては、当該業務を担当する部門に係る組織、業務分掌及び職務権限を、当該業務に係る有価証券の投資目的(特定取引勘定を設けている金融機関については特定取引勘定以外の勘定で行う場合。以下同じ。)の売買業務等及び融資業務から明確に分離、独立させていること。また、当該業務の担当職員が投資目的の売買業務等及び融資業務と兼任していないこと。</u> 先物取次業務を行う金融機関にあつては、 イ. 顧客に係る国債証券等の有価証券先物取引等の情報が、自己売買部門に伝達されて不当に使用されることを防止すること。従つて、先物取次業務等全般を営む営業所等にあつては、当該業務に係る組織、業務分掌及び職務権限は、原則としてその他の業務(法第 65 条の 2 第 1 項の登録に係る業務のうち、法第 2 条第 8 項第 2 号及び第 3 号業務以外の業務を含む。)から分離、独立していること。 ロ. 先物取次業務等を行う営業所等にあつては、顧客に対して融資・保証等の特別の便宜の提供を約して勧誘することを防止する必要がある、その趣旨に従つた業務を行うべく組織上配慮していること。 証券仲介業務を行う金融機関にあつては、証券仲介業務に従事する者と融資業務(有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を取り扱うものに限る。この号及び - 1 - 3 において同じ。)に従事する者との間での、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報の授受を遮断していること。このため、例えば、証券仲介業務と融資業務の分離や担当職員の明確化又はこれに準じた措置を内容とする社内規則を整備すること等により、非公開融資等情報の授受の遮断について実効性が図られるよう努めていること。 証券業協会に加入しない金融機関にあつては、行おうとする登録証券業務の種類に応じ、証券業協会の定款及び規則を考慮し、適切な業務運営が行われるよう社内規則を整備していること。

顧客資産の合同運用・同一運用に関する自主規制基準

平成13年1月24日
理 事 会 決 議
〔平成15年12月17日 一部改正〕

平成12年11月28日「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則」第29条の2第1項第5号を削る総理府令が公布・同日施行され、また、「証券会社、証券投資信託委託業者及び証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について」（平成10.6金融監督庁）（以下、「事務ガイドライン」という。）の改正が行われた。この改正により、認可投資顧問業者に「合同運用」と「同一運用」が解禁されることとなった。

顧客資産の合同運用・同一運用のニーズに応える中で、顧客と自己及び顧客相互間の利益相反等を防止し、顧客との信頼関係を確保する等の観点から、下記の自主規制基準を遵守することとする。

記

1. 定義

（1）合同運用の定義

合同運用とは、複数の顧客の資産を合同して運用し、かつ、合同して管理されるものをいう（事務ガイドラインにおける合同運用と同一）。合同運用をする場合の基準については、実務上、「別表1」に示す各項目（確認必須項目）が「すべて一致」した顧客資産についてのみ合同運用することができるものとする。

（2）同一運用の定義

同一運用とは、複数の顧客資産について、運用の対象とする有価証券等の銘柄、売付け又は買付けの別及び時期を同一にする運用であって、同一の資産管理機関において、顧客毎に個別に管理されるものをいう（事務ガイドラインにおける同一運用と同一）。同一運用をする場合の基準については、実務上、「別表2」に示す各項目（確認必須項目）が「すべて一致」した顧客資産についてのみ同一運用することができるものとする。

2. 適合性等の確認

合同運用・同一運用を開始する際には、顧客の適合性等があるかどうかを確認するため、また、合同運用・同一運用開始後の顧客への忠実義務等を果たす観

点から、次の確認を行う。

(1) 合同運用

合同運用を行う複数の顧客資産において、「別表 1」の項目がすべて一致するかどうかを確認する。確認結果について、書面等に残し当該顧客の合同運用終了後最低 5 年間保管する。

(2) 同一運用

同一運用を行う複数の顧客資産において、「別表 2」の項目がすべて一致するかどうかを確認する。確認結果について、書面等に残し当該顧客の同一運用終了後最低 5 年間保管する。

(3) 一致の判断

(1) 及び (2) においてそれぞれ「別表 1」及び「別表 2」の各項目が「一致」したかどうかについて、適合性を確保し運用開始後の忠実義務等を遵守する観点から、個社の合同運用・同一運用の取扱い方針に照らし、問題ないかどうかを個社毎に判断するものとする。

(注) 合同運用における「一致」の判断を行う場合においては、合同運用を行う顧客資産の規模の相違による影響等も十分に留意する。

3 . 顧客への開示 (同意)

顧客相互間の利益相反の防止や公平性を確保する等の観点から、合同運用・同一運用を行う際には、顧客に対し以下の開示 (同意) 等を行う。

(1) 契約締結前の書面での開示

合同運用・同一運用を行う際は、契約締結前に書面 (1 4 条書面等) で合同運用・同一運用の制約 (デメリット等) や取扱い方法 (評価方法・配分基準等) 等を顧客に十分説明 (開示) する。

(2) 契約締結時の書面での同意

合同運用・同一運用を行う際は、顧客と十分協議の上、契約締結時に書面 (1 5 条書面等) で合同運用・同一運用の制約 (デメリット等) や取扱い方法 (評価方法・配分基準等) 等について同意を得ることとする。

なお、(1) (2) でいうデメリットとは、例えば合同運用する他の顧客の解約等により、合同運用する資産残高の変化が起こりポートフォリオの維持に多少の影響を受けること等をいう。

4 . 顧客間の公平性確保と利益相反防止

(1) 顧客間の公平性確保

顧客相互間の利益相反を防止し、公平性を確保した合同運用・同一運用を行うこととともに顧客との信頼関係を確保する観点から、配分ルールを明確にした上で当該運用を行う。

(2) 自己の計算と顧客資産との合同運用・同一運用の禁止

顧客と自己との間における利益相反を防止する観点から、「自己の計算と顧客資産との合同運用・同一運用」は禁止する。

5．投資顧問業務本来の特性の遵守

投資顧問業務本来の特性である「個別契約・個別投資判断・分別管理」の趣旨を遵守すべく顧客の運用方針等を事前に確認した上で契約を締結し、自主規制ルールに十分留意した運用を行うものとする。

附 則（平成15年12月17日）

この改正は、平成15年12月17日から施行する。

（注）

改正箇所は、次のとおりである。

- ・ 1（2）を改正（同一運用の定義を事務ガイドライン（金融庁）と同一の定義に改正）

「別表１」 合同運用における確認必須項目

- ・ 運用手法・運用スタイル
- ・ 運用方針
- ・ 運用対象資産
- ・ ベンチマーク（リスク・リターンの範囲等）
- ・ 組入れ制限等運用に関わる制限
- ・ 議決権等組入れ有価証券に係る権利の取扱い
- ・ 税制
- ・ 運用資産の評価・会計基準

「別表２」 同一運用における確認必須項目

- ・ 運用手法・運用スタイル
- ・ 運用方針
- ・ 運用対象資産
- ・ ベンチマーク（リスク・リターンの範囲等）
- ・ 組入れ制限等運用に関わる制限